特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
23	ひとり親家庭等医療に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

廿日市市は、ひとり親家庭等医療に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるりスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

広島県廿日市市長

公表日

令和6年6月4日

関連情報					
1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務					
事務の名称	ひとり親家庭等医療に関する事務				
事務の概要	保健の向上と生活の安定を図ることを目的に、ひとり親家庭の父又は母及び児童等に対し、医療費の 一部を助成する。 特定個人情報ファイルは、ひとり親家庭等の医療費の認定審査で使用する。				
システムの名称	ひとり親家庭等医療システム 団体内統合宛名システム 中間サーバー				
2.特定個人情報ファイルを					
乳幼児医療に関する情報ファイ	(IV				
3.個人番号の利用					
法令上の根拠	(1)番号法第9条第2項 (2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づ〈個人番号の利用に関する条例 第2条及び別表第一の3				
4.情報提供ネットワークシ	・ マステムによる情報連携				
実施の有無	<選択肢>(選択肢>実施する(主) 実施しない(3) 未定				
法令上の根拠	(1)番号法第19条第9号 別表第2 57、65の項 (2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 に基づ〈個人番号の利用に関する条例 第2条及び別表第二の3				
5.評価実施機関における	担当部署				
部署	健康福祉部こども課				
所属長の役職名	こども課長				
6.他の評価実施機関					
-					
7.特定個人情報の開示・	訂正·利用停止請求				
請求先	健康福祉部こども課				
8.特定個人情報ファイルの	の取扱いに関する問合せ				
連絡先	廿日市市健康福祉部こども課 〒738 8512 広島県廿日市市新宮1-13-1 (代表)0829 20 0001 (直通)0829 30 9153				

しきい値判断項目

1.対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未満]		<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和	16年4月1日 時点			
2. 取扱者数	2.取扱者数					
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か]	500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和	16年4月1日 時点			
3. 重大事故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか]	発生なし	1	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし

しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

リスク対策

1.提出する特定個人情報保護評価書の種類							
-	項目評価書] 施機関については、それぞれ』	重点項目評価書又「	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載				
2.特定個人情報の入手(†	青報提供ネットワークシステ	テムを通じた入手:					
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
3.特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない							
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
5.特定個人情報の提供・移転	〒(委託や情報提供ネットワー	クシステムを通じた	提供を除く。) []提供・移転しない				
不正な提供·移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
6.情報提供ネットワークシ	ステムとの接続	[]接続しない(入手) []接続しない(提供)				
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) <u>課題が残されている</u>				
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
7.特定個人情報の保管・済	肖去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である	1	<選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
8.監査							
実施の有無	[] 自己点検	[] 内部監	査 [] 外部監査				
9. 従業者に対する教育・自	答						
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢 > 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている。				

変更簡所

変更置	<u>听</u>	変更箇所								
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明					
平成29年4月1日	特定個人情報ファイルの取扱 いに関する問合せ	廿日市市福祉保健部児童課 〒738-8501 広島県廿日市市下平良1-11-1 (代表)0829-20-0001 (直通)0829-30-9153	廿日市市福祉保健部こども課 〒738-8501 広島県廿日市市下平良1-11-1 (代表)0829-20-0001 (直通)0829-30-9130	事後						
平成31年4月1日	関連情報 5 評価実施期間における担 当部署 所属長の役名	こども課長 村上 雅信	こども課長	事後						
平成31年4月1日	しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成29年7月1日時点	平成31年4月1日時点	事後						
平成31年4月1日	しきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年7月1日時点	平成31年4月1日時点	事後						
平成31年4月1日	リスク対策		新規項目	事後						
令和2年4月1日	しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後						
令和2年4月1日	しきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後						
令和2年6月11日	関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第2項	(1)行政手続における特定の個人を識別する ための番号の利用等に関する法律(以下「番号 法」という) (平成25年法律第27号)第9条第2項 (2)行政手続における特定の個人を識別する ための番号の利用等に関する法律に基づ〈個 人番号の利用に関する条例 第2条及び別表第一の1	事後						
令和2年6月11日	関連情報 4.情報提供ネットワークシス テムによる情報連携 法令上の根拠	番号法第19条第14号	(1)番号法(平成25年法律第27号)番号法第 19条第14号 (2)行政手続における特定の個人を識別する ための番号の利用等に関する法律に基づ〈個 人番号の利用に関する条例 第2条及び別表 第二の3	事後						
令和3年4月1日	関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	(1)行政手続における特定の個人を識別する ための番号の利用等に関する法律(以下'番号 法,という) (平成25年法律第27号)第9条第2項	(1)番号法第9条第2項	事後						
令和3年4月1日	関連情報 4.情報提供ネットワークシス	(1)番号法(平成25年法律第27号)番号法第	(1)番号法(平成25年法律第27号)番号法第 19条第9号	事後						
令和3年4月1日	しきい値判断項目 1.対象人数 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後						
令和4年4月1日	関連情報 5.評価実施機関における担当 部署 部署	福祉保健部こども課	健康福祉部こども課	事後						
令和4年4月1日	関連情報 7.特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求 請求先	廿日市市役所 こども課	健康福祉部こども課	事後						
令和4年4月1日	関連情報 8.特定個人情報ファイルの取 扱いに関する問合せ 連絡先	廿日市市福祉保健部こども課 〒738 8501 広島県廿日市市下平良1 11 1 (代表)0829 20 0001 (直通)0829 30 9153	廿日市市健康福祉部こども課 〒738 8501 広島県廿日市市下平良1 11 1 (代表)0829 20 0001 (直通)0829 30 9153	事後						
令和4年4月1日	しきい値判断項目 1.対象人数 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後						
令和4年4月1日	関連情報 8.特定個人情報ファイルの取 扱いに関する問合せ 連絡先	廿日市市健康福祉部こども課 〒738 8501 広島県廿日市市下平良1 11 1 (代表)0829 20 0001 (直通)0829 30 9153	廿日市市健康福祉部こども課 〒738 8512 広島県廿日市市新宮1-13-1 (代表)0829 20 0001 (直通)0829 30 9153	事後						
令和6年4月1日	しきい値判断項目 1.対象人数 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事前						